6）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

7）一括審査対象工事の各工事の落札決定は一回目の開札を行った順番に通知する。なお、落札決定には数日以上の日数を要する。

⑷　技術提案に基づく施工　実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　牛野　憲治　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　入札説明書の交付期間及び方法　平成28年10月４日から平成29年２月10日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書、技術資料及び技術提案書①の提出期間、場所及び方法　一次審査に係る申請書、技術資料及び技術提案書①は、平成28年10月５日から平成28年10月31日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成28年10月５日から平成28年10月31日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記５⑴に直接持参すること。

申請書の提出については、一括審査対象工事に含まれる全ての工事に提出すること。なお、申請書の提出がない工事があった場合は、一括審査対象工事に含まれる全ての工事に対して競争参加資格を認めない。

技術資料及び技術提案書①の提出については、一括審査対象工事のいずれか１件の工事に提出すること。なお、複数の一括審査対象工事に技術資料及び技術提案書①を提出した場合は、一括審査対象工事に含まれる全ての工事に対して競争参加資格を認めない。

⑷　一次審査の結果及び技術提案書①の採否の通知　２に掲げる参加希望者に要求される競争参加資格及び３に掲げる一次審査に関する基準に係る確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとする。

一次審査の結果及び技術提案書①の採否の通知を平成28年11月22日に通知する。

⑸　技術提案書②の提出期間、場所及び方法　競争参加資格を有する者は、技術提案書②を⑷の通知の翌日から平成28年12月14日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は通知の翌日から平成28年12月14日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記５⑴に直接持参すること。

技術提案書②の提出については、一括審査対象工事の全ての工事に提出すること。提出する資料は同一のものとする。なお、技術提案書②の提出がない工事があった場合は、一括審査対象工事に含まれる全ての工事の入札を無効とする。

⑹　二次審査の結果及び技術提案書②の採否の通知　技術提案書②に係る確認は、上記⑸により技術提案書②を提出した者について、４⑴の基準において審査し、４⑵１）に係る技術提案評価を行い、その採否を平成29年１月23日までに通知する。また、技術提案書②の内容が適正であると認められない者に対しては、入札の無効を平成29年１月23日までに通知する。ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。

⑺　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成29年２月10日午後２時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による入札の場合は平成29年２月10日午後２時までに四国地方整備局総務部契約課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、入札については、参加を希望する工事にのみ行うこと。

開札は、四国地方整備局入札室にて行う。なお、開札は以下の日時で行う。

A　平成28―30年度　寺山トンネル工事
平成29年２月15日午前10時

B　平成28―29年度　和田トンネル工事
平成29年２月15日午前11時

⑻　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成28年11月24日から平成29年２月10日午後５時まで（利付国債の提供の場合は平成29年１月27日午後５時まで）〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係　電話087―851―8061（内線2526）持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

２）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行高松支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札、技術提案書②の内容が適正であると認められない者のした入札、一次審査において審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。）。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び技術資料等の差し替えは認められない。

⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　契約書作成の要否　要

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑽　技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリング等を行う場合がある。

⑾　施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。

⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶及び⑸により申請書及び技術資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定